

## 介護職員処遇改善事業補助金に係る留意事項

### 1. 交付決定額について

今回の交付決定金額は、ご提出いただいた申請書及び計画書に基づき、前年度実績等から算定される見込額であり、実際に当該金額が交付されるものではありません。

### 2. 補助金の額の算定について

実際の補助額は、以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額が毎月算定・支給されます。

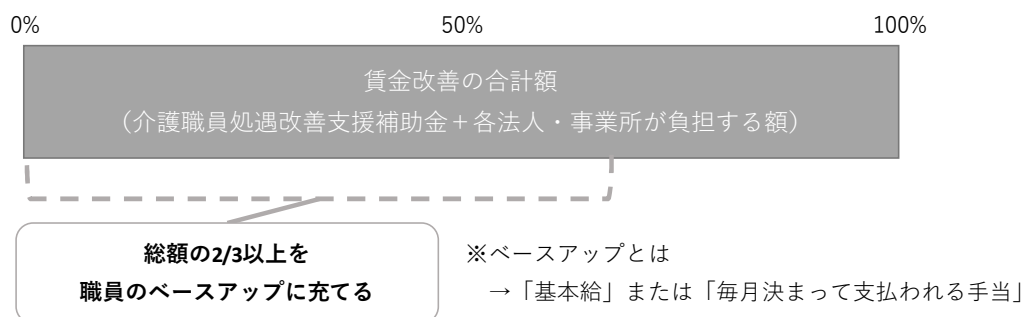
算定式の「加算減算」には、処遇改善加算と特定処遇改善加算分が含まれます。



### 3. 補助金の要件について

1) 補助金の全額を賃金改善に充てること。(賃金改善の合計額は、各月の補助金の合計額を上回る必要があります。)

かつ、賃金改善の合計額の3分の2以上をベースアップ等に充てること。



- ・「介護職員」、「その他の職員」の賃金改善総額のどちらも、3分の2以上をベースアップ等に充てる必要があります。
- ・ベースアップ等に充てた額以外の方は、賞与・一時金等（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含む。）による賃金改善に充てることで、全体として補助金の交付額を上回る賃金改善を行う必要があります。

2) その他の補助要件については、国実施要綱、県交付要綱などをご確認下さい。

### 4. 補助金の振込口座について

本補助金の支払いは、国保連に委託して、初回振込を6月29日に行うことを予定しています。振込先口座の取扱いについて、別紙「沖縄県介護職員処遇改善事業補助金の振込先口座について（注意喚起）」を参照してください。

※特に債権譲渡先口座を設定している事業者はご注意ください。

※6月以降の振込予定日は各月の末頃です。詳細はホームページをご確認下さい。